

市政記者各位

指定障がい福祉サービス事業所における不正事案に対する処分について

障がい者を対象とした福祉サービス事業所において、実際には利用者へサービスを提供していないにもかかわらず、福岡市に対し、不正に給付費(※1)を請求する事案がありました。

この事案について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び福岡市移動支援事業実施要綱の規定に基づき、本日、下記のとおり2件の処分を行いましたので、お知らせいたします。

記

1 不正事案1件目

(1) 事業者の概要

| | |
|--------|--|
| 事業者名 | 株式会社 善 ^{ぜん} （代表取締役 湯川 美保 ^{ゆかわみほ} ） |
| 対象事業所名 | ケアステーションとまと （所在地：福岡市東区高美台4丁目34番11号） |
| 実施事業 | 障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護） 地域生活支援事業（移動支援） |

(2) 不正事案の概要

令和2年4月から令和3年8月の間、利用者1名に対する居宅介護サービス(※2)の提供に関して、実際には支援をしていないにもかかわらず、給付費を請求し受領した。

また、令和元年12月30日及び31日にも、当該利用者に対する居宅介護サービスの提供に関して、実際には支援をしていないにもかかわらず、給付費を請求し受領した。

(3) 不正受領額及び返還請求額

①不正受領額 2,506,651円 ②返還請求額 3,509,311円

※ 障害者総合支援法第8条第2項の規定に基づき、給付費の不正受領額（2,506,651円）に加算金額（不正受領額の40%）を加えた額（3,509,311円）について、令和4年6月17日に返還請求を行った。

(4) 処分の内容

①令和4年7月31日付で、居宅介護、重度訪問介護、同行援護の事業者指定の取消

②同日付で移動支援(※3)の事業者登録の抹消（①の指定取消に伴う抹消）

※ 当該事業者に対して、指定取消日（令和4年7月31日）までに当該事業所の利用者について別事業所への引継ぎを行い、サービスの継続が図られるよう指導を行う。

(5) 経緯

| | |
|------------|---|
| 令和3年10月21日 | 利用者からの通報に基づき、事業所へ立入調査し不正が発覚。 |
| 上記以降 | 関係書類の調査や関係者からの聴取等により、不正期間の特定、その他の不正の有無など、詳細について確認を行う。 |
| 令和4年5月17日 | 行政手続法に基づく聴聞（弁明の機会の付与）を実施。 |
| 令和4年6月17日 | 事業者に対し、指定取消通知書及び返還請求通知書を交付。 |

2 不正事案2件目

(1) 事業者の概要

| | |
|--------|---|
| 事業者名 | 株式会社マイズ (代表取締役 <small>やまもとようこ</small> 山本 陽子) |
| 対象事業所名 | あさひヘルパーステーション (所在地: 福岡市博多区築港本町3-8-1110) |
| 実施事業 | 障がい福祉サービス (居宅介護、重度訪問介護、同行援護) 地域生活支援事業 (移動支援) |

(2) 不正事案の概要

令和3年9月の土曜日及び日曜日の早朝時間帯5時～6時30分における、利用者3名に対する居宅介護 (身体介護) サービスの提供に関して、サービスを提供していないにもかかわらず、提供した旨の虚偽の記録を作成のうえ、給付費を請求し受領した。

(3) 不正受領額及び返還請求額

①不正受領額 117,331円 ②返還請求額 164,263円

※ 障害者総合支援法第8条第2項の規定に基づき、給付費の不正受領額 (117,331円) に加算金額 (不正受領額の40%) を加えた額 (164,263円) について、令和4年6月17日に返還請求を行った。

(4) 処分の内容

居宅介護、重度訪問介護、同行援護について、1年間 (令和4年6月18日から令和5年6月17日まで) の指定効力の一部停止 (新規利用者の受入停止)

(5) 経緯

| | |
|------------|---|
| 令和3年10月26日 | 事業所の関係者からの通報に基づき、事業所へ立入調査し不正が発覚。 |
| 上記以降 | 関係書類の調査や関係者からの聴取等により、不正期間の特定、その他の不正の有無など、詳細について確認を行う。 |
| 令和4年5月17日 | 行政手続法に基づく聴聞 (弁明の機会の付与) を実施。 |
| 令和4年6月17日 | 事業者に対し、指定効力停止通知書及び返還請求通知書を交付。 |

3 再発防止について

- (1) 市内の全障がい福祉サービス事業所に対して、今回の不正事案の概要 (処分の内容や理由、返還請求額等) について通知し、法令遵守について周知徹底を図るとともに、自主点検の実施を指導する。
- (2) 毎年実施している集団指導 (事業所への制度内容や過去の指導事例等についての説明会) において、不正事案の概要を説明し、法令遵守について指導を行う。
- (3) 抜き打ちの実地指導の実施により、緊張感をもった事業所運営の確保を図る。

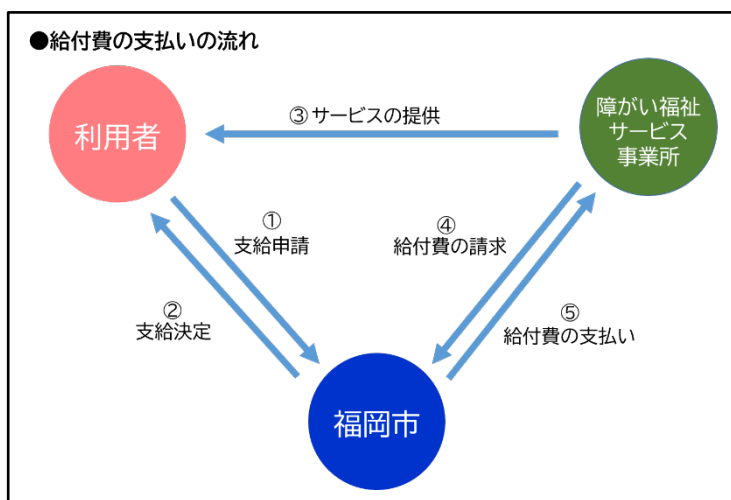
【問い合わせ先】

福祉局障がい福祉課 担当: 渡辺、板本
Tel 711-4249 (内線 2160)

(参考資料)

(※1) 給付費について

指定障がい福祉サービス事業所が、利用者に提供する障がい福祉サービスに係る報酬として、行政が当該事業所に給付する費用。



(※2) 居宅介護サービスについて

日常生活を営むのに支障のある障がい者等のいる家庭にホームヘルパーが訪問して、食事の介護・入浴・排せつの介護などの身体介護や、調理・洗濯・掃除の家事援助などを行うサービス。

(※3) 移動支援について

一人での外出が困難な障がい者が、区役所や病院などへ公共交通機関を使って外出する際に、付き添う人がいない場合、ヘルパーによる移動の介護を行うサービス。